



市民の声を市政に反映
杉森ひろゆき
 市議会議員ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行
755号 2019年4月16日
 〒300-1235 牛久市刈谷町1-41-8
 TEL・Fax : 870-0335
 携帯 : 090-5587-7693
 Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

「子どもの権利条例」制定を

体罰だけの問題でなく

第1回定例会一般質問 ②-B

杉森議員は3月6日、牛久市議会第1回定例会で、①東海村原子力施設事故時の対応、②子どもの生命と権利を守るために、③非正規雇用職員の処遇改善について、一般質問しました。今号では②のBを掲載します。

子どもも権利の主体

【杉森議員の質問】担当部局の職員の責任を問うことは、もちろん必要ですが、再発防止は制度的に整えなくてはなりません。そして、マニュアル的なものも必要ですが、職員の中だけでノウハウ的に徹底するだけではなく、

子どもの権利について職員と市民に理解を広める意味でも、国連の子どもの権利条約を条例化することが必要ではないでしょうか。昨日の同僚議員の質問への答弁で、虐待の相談件数が昨年度倍増していることですが、この間の悲惨な事件の連続により、市民の間に児童虐待への意識が高まってきていることもあるかと思われませんが、市民に子どもの権利を正しく理解してもらうためにも、条例化を考えるべきだと思います。

子どもの権利4つの原則

国連の子どもの権利条約は4つの一般原則から成り立っています。第一に生命、生存及び発達に対する権利（命を守られ成長できること）、第二に子どもの最善の利益（子どもにとって最も良いこと）、第三に子どもの意見の尊重（意見を表明し参加できること）、第四に差別の禁止（いかなる差別もないこと）です。

すでに2014年段階でも39自治体が条例を制定しており、最近、東京都も作成したことが報じられています。

川崎市の子どもの権利条例

特に川崎市の子どもの権利条例は、多くの市民や子どもたちの声で作られ、子どもも一人の人間（権利の主体）として尊重し、権利侵害から守り、自分らしく生きていくことを支えていこうという思いで作られています。条例は前半が理念をまとめ、後半を子どもの生活の場に応じた権利保障の在り方や具体的な保障の仕組みを定めています。大変具体的で、参考になるのではないかと思います。牛久市では子どもの権利条例について、現在どのような見解を持っているのか質問します。

条例の効果限定的？

【保健福祉部次長の答弁】子どもの権利に関する条例については、川崎市などは、子どもの権利に関する総合的な条例として制定されています。

また、東京都では、虐待対応件数が年々増加しており、痛ましい死亡事例も発生していることから、社会全体で子どもへの虐待防止の取り組みを進めるため、「子どもへの虐待の防止等に関する条例」の制定に向けた準備が進められています。

条例制定の効果としては、体罰をしつけないように捉えるような親への啓発的效果は期待できるものの、罰則規定もないため、深刻な虐待をする親への抑止力にはならないことなどが、課題とされています。

虐待の防止には、親の抱える問題を解消することが欠かせないことから、茨城県におい

ては、児童福祉司の配置を手厚くするなど児童相談所の機能強化のための組織体制の変更を予定しており、市においても、こども家庭課に設置しています家庭児童相談室の充実を図り、虐待防止に向けた取り組みを強化していきます。現在、国においても児童虐待防止

に向けた対応として、親から子どもへの体罰禁止を明記する児童虐待防止法の改正に向けた検討が進められているところであります。

条例の制定については、今後の国の動向や先進自治体の調査研究を行いながら、検討していきます。

川崎市子どもの権利に関する条例

前文

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえのない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実的に保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行きすることなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない、それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

第1章 総則（第1条～第8条）

第5条（かわさき子どもの権利の日）

市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く

市民の参加を求めるものとする。

第2章 人間としての大切な子どもの権利（第9条～第16条）

第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

第1節 家庭における子どもの権利の保障（第17条～第20条）

第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障（第21条～第25条）

第3節 地域における子どもの権利の保障（第26条～第28条）

第4章 子どもの参加（第29条～第34条）

第30条（子ども会議） 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議（以下「子ども会議」という。）を開催する。

2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。

3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。

4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

第5章 相談及び救済（第35条）

第6章 子どもの権利に関する行動計画（第36条・第37条）

第7章 子どもの権利の保障状況の検証（第38条～第40条）

第8章 雑則（第41条）

附則

